

資料1

特殊法人等改革推進本部参与会議  
ヒアリング関係資料

平成16年5月19日

独立行政法人農畜産業振興機構

## 目 次

I	機構の業務の概要	1
II	組織図(共通資料)	9
III	主要事業別の人員・支出・収入(共通資料)	10
IV	独法化による改革の成果と今後の改革の取組方針	11

# I 機構の業務の概要

## 目的

- ・ 農畜産業及びその関連産業の健全な発展
- ・ 国民消費生活の安定

## 業務の3本柱

### 1. 6法律に基づく経営安定、価格安定のための補給金等交付業務、輸入調整業務

- (1) 牛乳乳製品の価格安定制度……加工原料乳生産者補給金等暫定措置法〔昭 40、(改正)平 6、12〕
- (2) 肉用子牛生産者補給交付金制度……肉用子牛生産安定等特別措置法〔昭 63〕
- (3) 牛肉・豚肉の価格安定制度……畜産物の価格安定に関する法律〔昭 36、(改正)昭 37、41、50、63〕
- (4) 野菜価格安定制度……野菜生産出荷安定法〔昭 41、(改正)昭 51、平 14〕
- (5) 砂糖の価格調整制度……砂糖の価格調整に関する法律〔昭 40、(改正)昭 57、平 2、12〕
- (6) 生糸の輸入調整制度……生糸の輸入に係る調整等に関する法律〔昭 26、(改正)昭 47、平 7、9〕

### 2. 補助事業

(i) 国の補助事業を補完するためのもの、(ii) 農畜産業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。

### 3. 情報収集提供業務

# 1. 6法律に基づく経営安定、価格安定のための補給金等交付業務、輸入調整業務

## (1)牛乳乳製品の価格安定制度－「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」〔昭40、(改正)平6、12〕

### ① 指定乳製品等の輸入、売渡し

(i) ウルグアイラウンド国際協定に基づく国家貿易機関としての義務輸入(カレント・アクセス:生乳換算137千ト/年)及び売渡し

表1: 輸入、売渡しの実績

平成14年度				平成15年度			
輸入(通関ベース)		売渡し		輸入(通関ベース)		売渡し	
数量(千ト)	金額(億円)	数量(千ト)	金額(億円)	数量(千ト)	金額(億円)	数量(千ト)	金額(億円)
108.6	28	108.6	66	153.8	45	153.8	92

(注)指定乳製品等 … バター、脱脂粉乳、全粉乳等

(ii) 指定乳製品の価格が騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて輸入し、売渡す。

### ② 加工原料乳生産者補給金交付業務

(i) 飲用向けに比べて低価格で取引される加工原料向け生乳について、その主要な生産地域の再生産が確保されることを旨として定められる生産者補給金を酪農家に交付

(ii) 平成16年度:補給金単価(10.52円/kg)× 限度数量(210万ト) = 生産者補給金(221億円)

(iii) 機構は、生産者補給金の原資となる生産者補給金を指定生乳生産者団体(全国10団体)に交付し、当該団体が酪農家に対して生産者補給金を交付

表2: 補給金単価等の年度比較

	平成15年度:実績見込み	平成16年度
補給金単価	10.74円/kg	10.52円/kg(告示a)
限度数量	210 万ト	210 万ト(告示b)
生産者補給金交付額	226億円	221億円(a×b)
財源	国費181億円 + 自己資金45億円	国費201億円 + 自己資金20億円

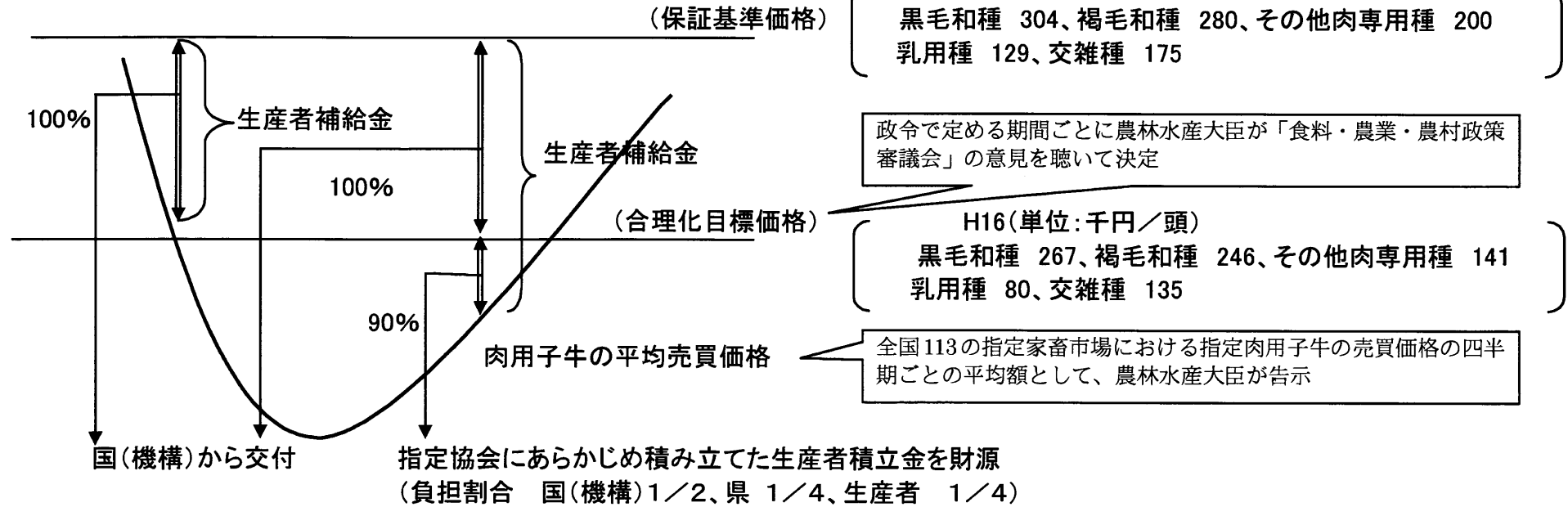
【参考】補給金単価、限度数量は、農林水産大臣が、毎年度開始前に、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で決定。

契約農家戸数:2万8千戸

(2) 肉用子牛生産者補給交付金制度—「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭 63)

毎年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が「食料・農業・農村政策審議会」の意見を聴いて決定

① 制度の仕組み



② 予算額及び実績額

区分	生産者補給金		生産者積立金(機構分のみ)			
	千頭	億円	千頭	億円		
平成15年度	合計(実績見込み額)	265	134	796	41	
	その他肉専用種	7	2	黒毛和種	321	16
	乳用種	258	132	乳用種	265	17
				その他計	210	9
平成16年度	185億円(予算額)		51億円(予算額)			

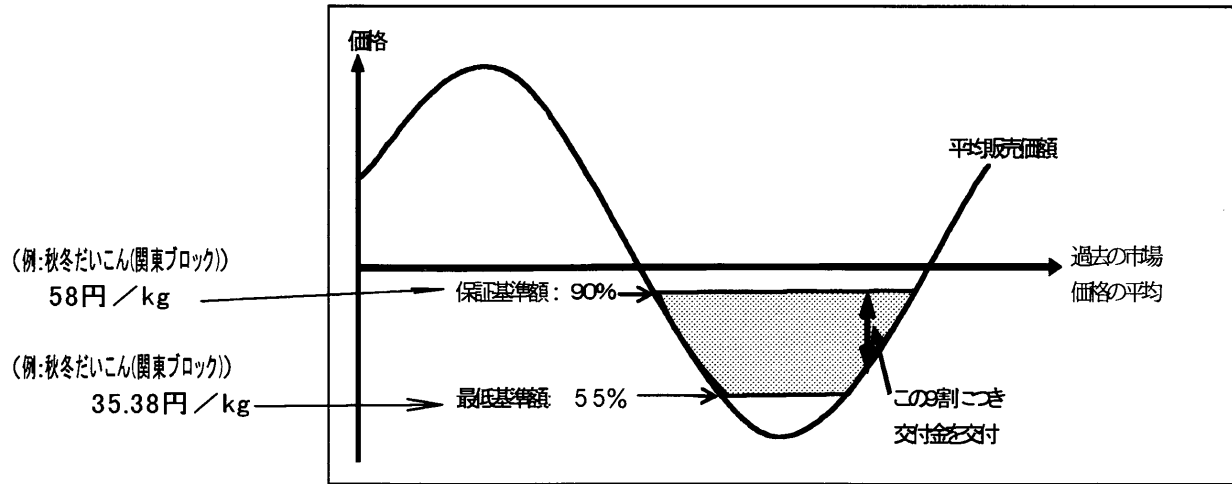
契約農家戸数:10万8千戸

(3) 牛肉・豚肉の価格安定制度—「畜産物の価格安定に関する法律」[昭36、(改正)昭37、41、50、63]

牛肉・豚肉の価格が、一定価格水準を下回った場合に、機構が中央卸売市場で買入れたり、生産者団体が農林水産大臣の認定に係る保管計画に基づき市場から隔離して価格の回復を図る。また、一定価格水準を上回った場合には、保管している牛肉・豚肉を売り渡して価格の高騰を防ぐ。

## (4) 野菜価格安定制度 — 「野菜生産出荷安定法」〔昭41、(改正)昭51、平14〕

### 1 指定野菜価格安定制度



保証基準額: 過去の全国10ブロックごとの卸売市場における平均価格の90%であり、全国10ブロックの卸売市場における10日ごとの平均販売価額がこの額を下回った場合に交付金を交付

最低基準額: 過去の全国10ブロックごとの卸売市場における平均価格の55%であり、交付金交付の下限となる額

※保証基準額及び最低基準額は、農林水産省生産局長から、機構に対して、野菜別、出荷市場別、出荷時期別の業務区分ごとに通知

[制度の対象] 農林水産大臣が指定した野菜指定産地(1103地区)で生産された野菜生産出荷安定法第2条に規定する指定野菜(春キャベツ、秋冬だいこん等30種)で、農協等が卸売市場に出荷したもの

[資金造成の負担割合] 国: 60%、都道府県: 20%、生産者: 20%

[実績・予算額] 15年度交付実績見込み161億円 16年度予算165億円

指定産地の野菜農家戸数: 延べ29万戸

### 2 特定野菜価格安定制度

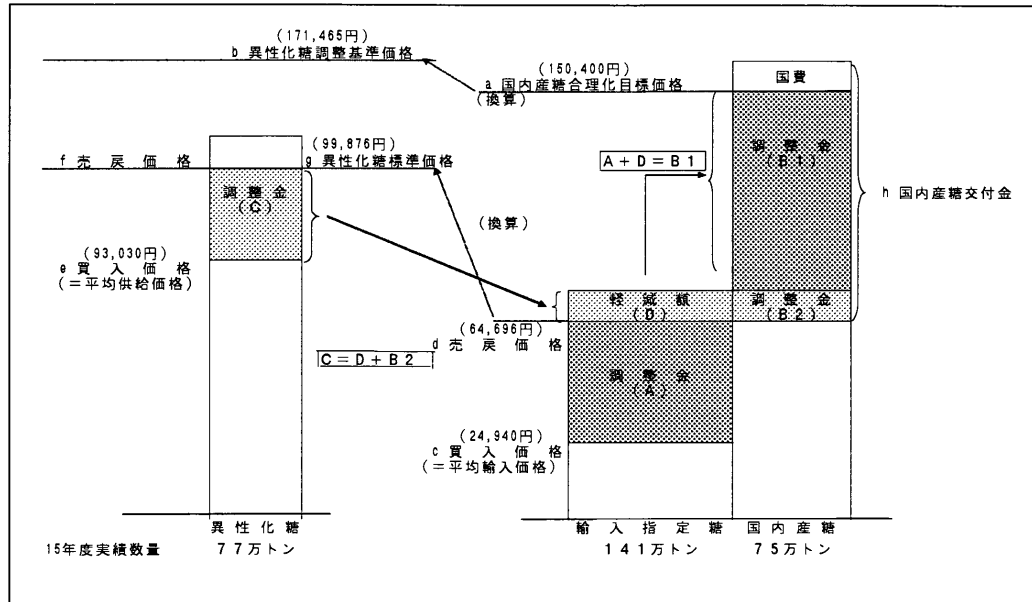
指定野菜以外に、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性から指定野菜に準ずる野菜とし農林水産大臣により「特定野菜(32種)」が指定されており、各都道府県の野菜価格安定法人を事業実施主体として、当該野菜の価格低落時に交付金を交付

### 3 契約野菜安定供給制度

契約取引に伴い生産者が負うリスクを軽減する契約野菜安定供給事業を平成14年度から実施

(5) 砂糖の価格調整制度 — 「砂糖の価格調整に関する法律」〔昭和40、(改正)昭57、平2、12〕

① 制度の仕組み



(i) 制度の指標となる価格等は、毎砂糖年度(10月～9月)ごと、又は四半期ごとに農林水産大臣が決定

平成15砂糖年度の価格(円/トン)は図 a～h のとおりであり、このうち※印は平成15年10月から12月の適用価格

(ii) 調整金と国費を財源として国内産糖交付金を交付。国内産糖交付金のうち調整金(B1)について、輸入指定糖調整金(A)と異性化糖調整金(C)の一部(軽減額(D)相当分)を充当

(iii) 軽減額分の輸入指定糖売戻価格の低下に伴う国内産糖の市価の低下に対応するための国内産糖交付金の増額分(B2)について、異性化糖調整金(C)の一部を充当

(注) 異性化糖とは、澱粉を酵素又は酸により加水分解して得られた、主としてぶどう糖からなる液糖を酵素又はアルカリにより異性化した果糖又はぶどう糖を主成分とする混合液糖

標準異性化糖とは、果糖含有率55%の固形換算の異性化糖

- a 国内産糖合理化目標価格 : 輸入糖の価格が下落した場合に、これによる甘味資源作物の生産振興及び国内産糖製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入糖の価格を調整することが必要となると認められた価格
- b 異性化糖調整基準価格 : 国内産糖合理化目標価格を標準異性化糖の価格に換算した価格
- c 平均輸入価格 ※: 一定期間(四半期)におけるみなし輸入価格
- d 輸入糖売戻価格 ※: 国内産糖合理化目標価格、平均輸入価格、輸入糖調整率及び軽減額をもとに一定の算式で算出される価格
  - ・ 輸入糖調整率 : 輸入糖の調整金の算出のために用いる率
  - ・ 軽減額 ※: 四半期ごとに異性化糖調整金と異性化糖及び砂糖の推定供給量等を基準に決定
- e 異性化糖平均供給価格 ※: 標準異性化糖の一定期間(四半期)におけるみなし出荷価格
- f 異性化糖売戻価格 ※: 異性化糖調整基準価格、異性化糖平均供給価格及び異性化糖調整率をもとに一定の算式で算出される価格
  - ・ 異性化糖調整率 : 異性化糖と砂糖との価格調整率

(ただし、この価格が異性化糖標準価格を超えるときは異性化糖標準価格が売戻価格となる)
- g 異性化糖標準価格 ※: 輸入糖売戻価格を標準異性化糖に換算した価格
- h 国内産糖交付金 : てん菜、さとうきびの最低生産者価格に標準的な集荷製造経費を加えた額から前年度の砂糖の市価を控除した額を基準として決定

② 国内産糖交付金額 : 15年度(実績見込) 828億円(うち国費 91億円、調整金737億円)  
16年度(予算) 980億円(うち国費111億円、調整金869億円)

てん菜及びさとうきび農家戸数:4万戸

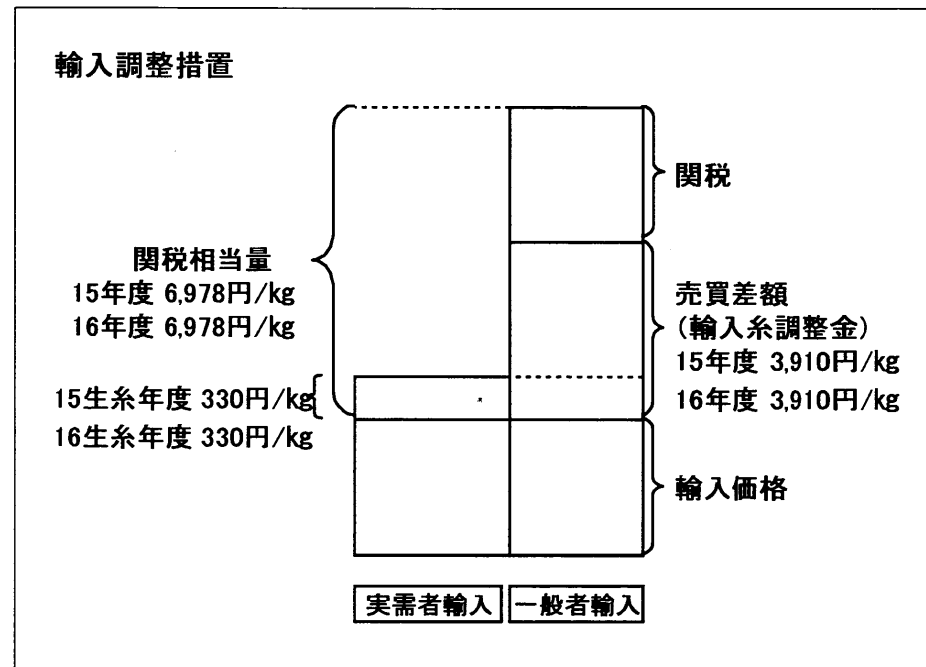
(6) 生糸の輸入調整制度 - 「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」〔昭和26、(改正)昭47、平7、9〕

① 輸入申告に係る生糸の買入れ・売戻し(平成7年4月以降)

- (i) 一般者輸入 : 輸入系調整金(売買差額 3,910 円/kg)を徴収
- (ii) 実需者輸入 : 農林水産大臣の認定(実需者割当)を受けた輸入については、3,910 円/kgを超えない範囲内で農林水産大臣が定める輸入系調整金(売買差額 330 円/kg)を徴収

実需者割当	15生糸年度(6月~5月)	32,000俵
	16生糸年度	40,000俵(±20%)
調整金収入額	15年度(実績見込)	6億円(31,454俵)
	16年度(予算)	6億円(30,000俵)

(注)調整金収入は繭代補てんに充当



養蚕農家戸数: 2,100

② 輸入生糸の売渡し等

- (i) 生糸の輸入及び売渡し : 生糸価格が高騰する場合に、農林水産大臣の承認を受け、機構が生糸を輸入し、売り渡すことにより価格高騰を抑制
- (ii) 新規用途等売渡し : 生糸の需要増進に資するため、生糸価格に悪影響を及ぼさない方法による新規の用途又は販路に向けた売渡し
- (iii) 生糸特別売渡し : 保有期間が長期にわたる生糸の、生糸価格に悪影響を及ぼさない方法による売渡し・輸出

売渡し収入額	15年度(実績見込)	5億円(新規用途等売渡し 817俵、特別売渡し 5,260俵)
	16年度予算額	2億円(新規用途等売渡し 500俵、特別売渡し 3,000俵)



## 2. 補助事業

	15年度実績見込額 (億円)	16年度予算額 (億円)	財源
<b>1 畜産業振興事業</b>	<b>1,295</b>	<b>1,050</b>	国費、自己財源
(1)たい肥化施設、浄化処理施設の整備等の事業	219	307	
(2)乳業工場の再編整備、食肉センターの整備等の事業	201	210	
(3)肉用牛・養豚経営の収益性悪化時の補てん金交付、酪農・肉用牛・養豚経営への低利融資に対する利子補給、鳥インフルエンザ発生に伴う搬出制限区域内養鶏農家への支援等の事業	555	361	
(4)肉骨粉の焼却、農家が負担する死亡牛の輸送費・検査費等の補助等のBSE関連対策事業	320	172	
<b>2 学校給食用牛乳供給事業</b> 小学校、中学校、夜間高校等への学校給食用牛乳供給のための保冷库の設置、中山間地・離島等の掛増し経費の補助、食育等の事業	<b>21</b>	<b>41</b>	国費
<b>3 野菜農業振興事業</b>	<b>32</b>	<b>28</b>	国費
(1)新技術の導入、減農薬栽培、流通コスト低減のための通い容器の導入等の事業	26	22	
(2)野菜の価格低落等に対処するため、産地廃棄等を行う事業	6	6	
<b>4 砂糖生産振興事業</b>	<b>143</b>	<b>144</b>	自己財源
(1)てん菜作付時の播種機の導入、さとうきび収穫時のコントラクターへの作業委託等の事業	23	28	
(2)砂糖製造工場の機械や製造工程の改善による省エネ化等の事業	120	116	
<b>5 蚕糸業振興事業</b>	<b>16</b>	<b>13</b>	国費、自己財源
(1)繭の品質に応じた生産農家への繭代補てん、稚蚕飼育支援、高性能小型繰糸機の開発等の事業	15	12	
(2)国産生糸及び絹の需要増進のため、絹織物業者が行う新商品開発等の事業	1	1	
<b>合 計</b>	<b>1,507</b>	<b>1,276</b>	

### 3. 情報収集提供業務

#### ① 目的

- (i) 農畜産物の適正な価格の形成、需給調整
- (ii) 農畜産業及び関連産業の生産の合理化・経営安定
- (iii) 食品の健康に果たす役割等についての理解の醸成
- (iv) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの充実

#### ② 情報の内容

- (i) 国内農畜産物卸売価格・小売価格
- (ii) 主要各国の農畜産物の生産量、価格、輸出入動向
- (iii) 鳥のインフルエンザやBSE等人畜共通感染症、家畜衛生についての正しい知識
- (iv) 食品の健康の果たす役割についての科学的な知見
- (v) 食生活に関する消費者の購買動向
- (vi) 国内産の生産、流通の動向や専門調査
- (vii) 国内外の新しい技術、新しい経営等の生産現場の優良事例
- (viii) WTO、FTAの動向、農畜産業に及ぼす影響  
など

#### ③ 情報の伝達手段

- (i) 月刊誌、週報
- (ii) インターネット
- (iii) フォーラム、消費者との意見交換会、地域情報交換会、メディアとの懇談会
- (iv) ビデオ・パンフレット  
など

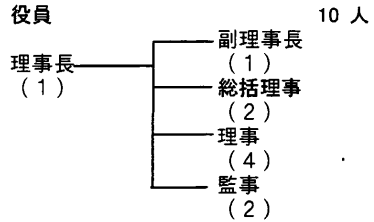
#### ④ 対象者

消費者、生産者、流通加工業者  
大学・試験研究機関、国、地方公共団体

#### ⑤ 情報提供内容の充実への取り組み

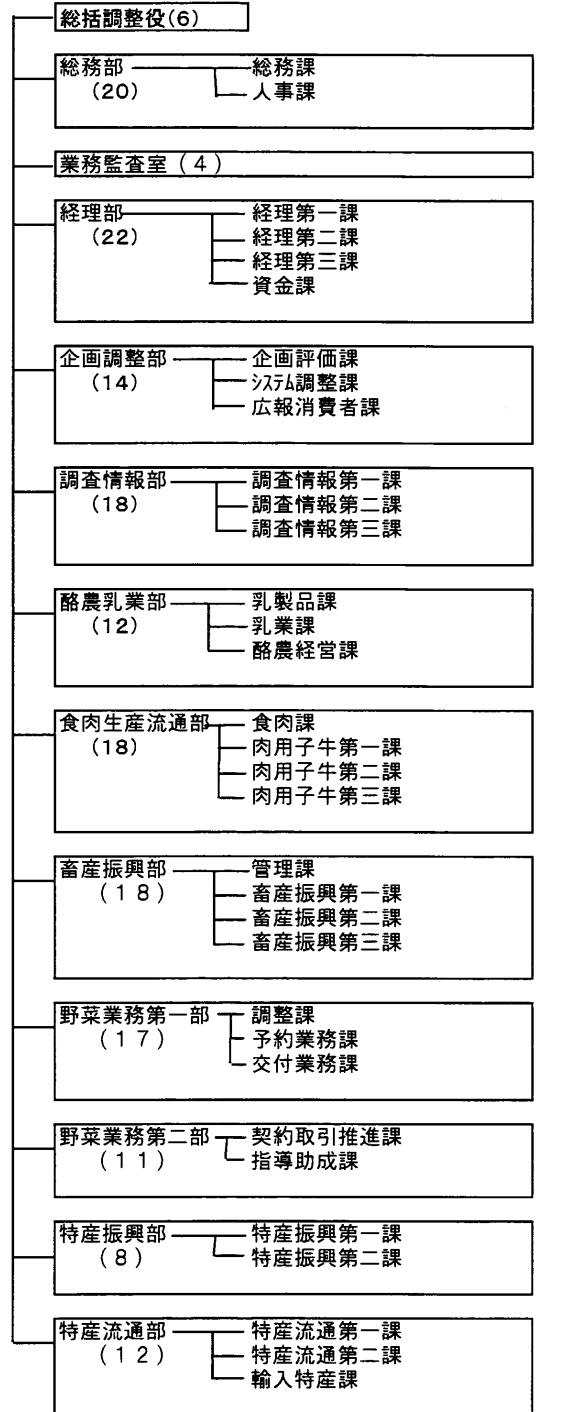
- (i) 分野ごとに情報ユーザーを構成員として情報検討委員会の開催
- (ii) アンケート調査の実施
  - ・満足度の集計(月刊誌等の利用者を対象)
  - ・調査結果や情報検討委員会の意見を踏まえた紙面、ホームページの充実

II 独立行政法人農畜産業振興機構の組織及び定員について  
(平成16年4月1日現在)

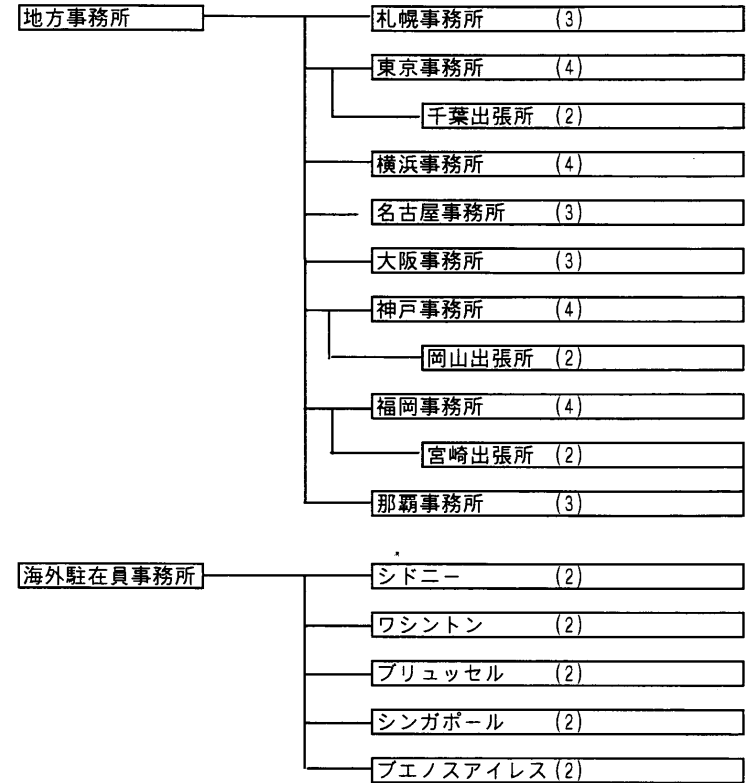


職員定数 (役員除く)	224人
うち本部	180人
事務所	44人
〔うち国内〕	34人
〔うち海外〕	10人

総定数 (役員含む) 234人



定数 (本部) 180人



34人

10人

定数 (地方事務所・海外駐在員)

44人

### Ⅲ 主要事業別の人員・支出・収入（平成16年度）

（単位：人、百万円）

区分	人員	期首繰越 資 金	支出	収入（左の財源）				期末繰越 資 金	
				国費（交付金・補助金）			自己財源 （売買差額等）		合計
				当年度受入	過年度取崩	計			
①畜産勘定	43	83,253	118,273	74,998	15,932	90,930	27,343	118,273	54,746
独立行政法人農畜産業振興機構法			(136,856)						
②補給金等勘定	13	27,464	29,267	20,049	0	20,049	9,217	29,267	29,598
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法			(29,224)						
③肉用子牛勘定	10	333	25,882	25,882	0	25,882	0	25,882	320
肉用子牛生産安定等特別措置法			(20,326)						
④債務保証勘定（廃止業務の残務整理）	0	37	1	0	0	0	1	1	38
独立行政法人農畜産業振興機構法			(2)						
（畜産業務計）	66	111,088	173,421	120,929	15,932	136,861	36,560	173,421	84,702
			(186,408)						
⑤野菜勘定	34	14,863	22,750	8,877	4,377	13,254	9,496	22,750	16,952
独立行政法人農畜産業振興機構法			(24,968)						
⑥砂糖勘定	55	64,758	113,192	5,826	5,464	11,289	101,902	113,192	50,306
独立行政法人農畜産業振興機構法			(102,939)						
⑦生糸勘定	6	6,072	1,655	606	0	606	1,049	1,655	5,904
独立行政法人農畜産業振興機構法			(2,185)						
<b>合計</b>	<b>161</b>	<b>196,782</b>	<b>311,018</b>	<b>136,237</b>	<b>25,773</b>	<b>162,010</b>	<b>149,008</b>	<b>311,018</b>	<b>157,864</b>
			(316,501)						

注1：この他の人員は、総務・経理等管理部門、企画調整部門及び監査部門の63名である。

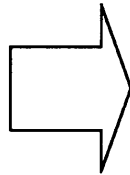
注2：7勘定の区分経理は各法律で義務付けられている。

注3：支出の欄の（ ）内は、平成15年度通年（機構の平成15年度下期分に農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の平成15年度上期分を加えた金額）の予算額を記載した。

## IV 独法化による改革の成果と今後の改革の取組方針

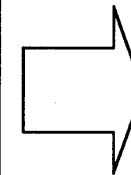
### 改革の方向

- ① 的確・迅速な意思決定
- ② コスト意識の徹底
- ③ 創意工夫に富んだ業務執行
- ④ 徹底した情報開示
- ⑤ 消費者・納税者の視点に立った業務執行



### 具体的方策

- ① トップの意思決定の迅速化と課題の把握の強化  
議決機関であった理事会を廃止し、幹部会を毎週開催  
有識者・メディア・消費者との意見交換会を随時開催
- ② 簡明で覚えやすい「行動憲章」の策定と周知徹底
- ③ 年度計画の具体化の「工程表」の策定と業務実績の「自己評価」の実施、理事長によるそれへの直接の指導・管理
- ④ 幅広い視野と専門知識を有する人材の育成
- ⑤ ニーズに応じた機動的なPTの編成等柔軟な組織運営
- ⑥ 「第三者機関」(業界関係者を除く。)による業務実績等の評価
- ⑦ 業務運営の総合化(農畜産物の品目、事業種別の垣根を取り払った総合的な取組みの実施)
- ⑧ IT化の推進
- ⑨ 補助事業についての評価手法の開発・導入(費用対効果、コスト分析)
- ⑩ 補助事業を適正かつ円滑に執行するための「業務執行規程」(事業実施主体に対する指導・管理、関係法令の周知、審査基準、進捗管理等)の策定と周知徹底、これに基づく全事業要綱、採択結果等の公表



### これまでの成果と今後の取組方針

1. 事業費の削減
2. 一般管理費の削減
3. 効率的・効果的な補助事業の推進
4. 補助事業の早期執行
5. 不測の事態に対応した緊急的事業の機動的、弾力的実施
6. 業務の迅速化・簡素化
7. 迅速かつ的確な情報収集・提供
8. 人材の育成
9. 農畜産業の振興と国民消費生活の安定の視点に立った業務の総合化

## 1. 事業費の削減

【中期目標:平成19年度に平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制】

(単位:百万円)

区分	平成14年度予算額	平成15年度予算額		平成16年度予算額	
			平成14年度比		平成14年度比
畜産勘定	82,255	97,233	118%	84,361	103%
	(231,875)	(136,856)	(59%)	(118,273)	(51%)
補給金等勘定	35,520	29,224	82%	29,267	82%
肉用子牛勘定	41,061	20,326	50%	25,882	63%
債務保証勘定	190	2	1%	1	0%
(畜産業務計)	159,025	146,786	92%	139,510	88%
	(308,645)	(186,408)	(60%)	(173,421)	(56%)
野菜勘定	26,659	24,968	94%	22,750	85%
砂糖勘定	116,616	102,939	88%	113,192	97%
生糸勘定	2,425	2,185	90%	1,655	68%
合計	<b>304,725</b>	<b>276,878</b>	<b>91%</b>	<b>277,106</b>	<b>91%</b>
	(454,345)	(316,501)	(70%)	(311,018)	(68%)
価格安定事業	203,520	155,151	76%	172,483	85%
補助事業	100,237	121,096	121%	103,974	104%
	(249,857)	(160,719)	(64%)	(137,885)	(55%)
情報収集提供事業	968	631	65%	650	67%

注1:平成14年度予算額は農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の予算額であり、平成15年度予算額は農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の上期分に係る予算額に独立行政法人農畜産業振興機構の下期分に係る予算額(当初)を加えた金額である。

注2:( )内は、BSE関連対策の補助事業を除かない場合。

⇒ 今後とも、農畜産業及び国民消費生活を巡る情勢に対応しつつ、第三者機関による外部評価等を踏まえ、事業の見直し等を通じて事業費の削減に一層の努力

## 2. 一般管理費の削減

【中期目標：平成19年度に平成14年度(退職手当を除く。)比で13%抑制】

(単位：百万円)

区分	平成14年度予算額	平成15年度予算額		平成16年度予算額	
			平成14年度比		平成14年度比
畜産勘定	1,188	1,095	92%	944	80%
補給金等勘定	232	225	97%	371	160%
肉用子牛勘定	238	227	95%	219	92%
債務保証勘定	13	9	70%	2	11%
(畜産業務計)	(1,671)	(1,556)	(93%)	(1,536)	(92%)
野菜勘定	877	886	101%	837	95%
砂糖勘定	1,192	1,139	96%	1,094	92%
生糸勘定	131	122	93%	118	90%
<b>合計</b>	<b>3,872</b>	<b>3,702</b>	<b>96%</b>	<b>3,585</b>	<b>93%</b>

注：平成14年度予算額は、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の予算額であり、平成15年度予算額は農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の上期分に係る予算額に独立行政法人農畜産業振興機構の下期分に係る予算額(当初)を加えた金額である。

### 【削減の例】

(1) 本部事務所の統合(農畜産業振興事業団(麻布台)と野菜供給安定基金(一番町)を統合(麻布台))

(2) 本部事務所の賃借料の削減(14年度：194百万円 → 16年度167百万円)

事業団(昭39年築)：賃借料 10,741 円/坪・月、基金(昭50年築)：賃借料 17,452 円/坪・月



機構(旧事業団)(昭39年築)：賃借料 11,179 円/坪・月

(3) 地方事務所の賃借料の削減(移転等)

(4) 清水出張所の廃止(平成16年3月)

(5) 役員の削減等

- ・ 理事長数(2人→1人 ▲50%)
- ・ 副理事長数(2人→1人 ▲50%)
- ・ 常勤理事数(10人→6人 ▲40%)
- ・ 定員数(229人→227人 ▲1%)。

⇒ 今後とも、定員削減(中期目標期間中にさらに10人削減)、電子化の一層の推進と調達コストの節減、業務点検及びその進行管理の徹底等を通じて、一般管理費の削減に一層の努力

### 3. 効率的・効果的な補助事業の推進

		～15年度	16年度	17年度～
畜産	ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての事業の採択に「費用対効果手法」を導入</li> <li>・15年度に当該手法により、36件採択</li> </ul>	→	→
	ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3事業に「コスト分析手法」を導入</li> <li>・15年度に当該手法により、3件採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての事業に「コスト分析手法」を導入</li> </ul>	→
砂糖	ハード事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年度中に全ての事業に「費用対効果手法」を導入</li> </ul>	→
	ソフト事業			<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度中に全ての事業に「コスト分析手法」を導入</li> </ul>
蚕糸	ソフト事業			<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度中に全ての事業に「コスト分析手法」を導入</li> </ul>

(注)野菜については、ハード事業は行っておらず、「コスト分析手法」の導入の対象となるソフト事業も16年度限りで終了。

⇒ 費用対効果等の評価手法の導入を進め、効率的・効果的な補助事業の推進に一層の努力

### 4. 補助事業の早期執行

年度当初に事業実施要綱等を施行するなど、補助事業を早期に執行。

(平成15年度は4月に交付決定を行ったものは5件であったが、平成16年度は21件。)

⇒ 今後とも、職員の意識啓発、能力向上、業務の進行管理の徹底を通じて、補助事業の早期執行に一層の努力



## 5. 不測の事態に対応した緊急的事業の機動的・弾力的な実施

### (1) 鳥インフルエンザ

①平成16年1月11日、79年ぶりに、山口県下で発生が確認され、その後、大分、京都でも確認。

②以下の事業を実施(新規1事業、拡充3事業)。

その際、特に機構職員自らが山口県下に赴いて、現地での対策、補助事業の要綱策定。

- ・ 家畜伝染病の発生の畜産経営への影響を緩和するため、経営継続資金に「鳥インフルエンザ」を融資対象に追加(1月13日より実施。17年3月まで融資受付)。また、畜産農家等に対する経営維持資金の低利融資に利子補給を行う事業を追加(3月16日より実施。4億4千万円を追加基金造成。16年8月まで融資受付)。
- ・ 新たに、鳥インフルエンザの発生により一定期間鶏卵の出荷ができない養鶏農家に経営関係経費の補助を実施(2月17日より実施。1億3千万円交付決定)。
- ・ 鶏肉等について消費者への正しい情報提供と風評被害の防止のため、ポスター15万部、リーフレット4万5千冊を配布(2月26日より実施)。
- ・ 鶏肉を扱う中堅外食事業者の運転資金の借入に対して債務保証する事業を追加(3月26日より実施。3億円を追加基金造成。6月まで融資受付)

### (2) 米国BSE

①平成15年12月24日、米国でBSEの発生が確認。

②以下の事業を実施(拡充2事業)。

- ・ 米国におけるBSE発生に伴い経済的に影響を受けた食肉処理販売経営等に対する低利融資に利子補給を行う事業を追加(2月20日より実施。6月まで融資受付)。
- ・ 焼肉店等牛肉を主な食材として扱う中堅外食事業者の運転資金の借入に対し、債務保証を行う事業を追加(2月20日より実施。6月まで融資受付)。

⇒ 今後とも農畜産業と国民消費生活のニーズに沿って機動的・弾力的な事業実施に一層の努力

## 6. 業務の迅速化・簡素化

- (1) 法律に基づく補給金等の交付業務について、交付申請から交付までの日数を短縮。  
(1~3割削減)
- (2) 平成15年11月25日に、理事長の指示により「業務の電子化PT」を設置して検討を行い、国内産糖交付金交付業務等及び生糸の売渡業務を電子化(平成16年4月から)。  
(平成16年4月において、国内産糖メーカー等20社のうち11社が電子化による交付申請等を実施)
- (3) 補助事業について、補助金の交付申請から交付決定までの日数を短縮。  
(「10業務日以内」での実施件数96%)

⇒ 今後とも、事務手続の見直し、電子化の推進等を通じて業務の迅速化・簡素化に一層の努力

## 7. 迅速かつ的確な情報収集・提供

- (1) 海外駐在員事務所(ワシントン)において、平成15年12月24日、米国におけるBSEの発生の情報をいち早くキャッチし、農林水産省に通報。今後の対応策を協議。
- (2) 国内での情報ニーズ・関心の高まりに対応し、関係する海外駐在員事務所から鳥インフルエンザに関する情報を収集・提供(1~3月の期間中に13ヶ国を対象に集中的に調査)。今後の対応策を協議。

(3) 国民の食の安全・安心や望ましい食生活等への関心の高まりに対応し、内閣府食品安全委員会、都道府県、消費者団体等関係機関と連携した食に関するフォーラム等の開催(主要都市4回)、HPの内容の充実(15年度のHPへのアクセス件数は約229万(前年度比164%)、月刊誌等により、消費者等の理解を促進。

(4) 双方向、同時的な情報提供を促進するため、消費者との意見交換会、現地意見交換会、メディアとの懇談会(15年度17回)を開催し、消費者等の理解を促進

(5) 情報ユーザーのニーズに対応し、野菜に関する情報誌を抜本的に見直し、「季報」から「月報」へと充実(平成16年4月号から)。

⇒ 今後とも、消費者・生産者・関係団体の情報ニーズを把握しつつ、関係政府機関等との連携を深め、迅速・的確な情報収集提供業務の実施に一層の努力

⇒ 食育基本法案が検討されるなど、食生活の乱れが問題化し、「食」に対する関心が高まる中で、国民の健康の増進や食料の安定供給の確保を図るため、「食生活指針の推進について(平 12.3.24 閣議決定)」や「健康日本21(平 12.3.31 厚生労働省)」を踏まえ、消費者に対して「食」についての正しい知識の普及に一層の努力

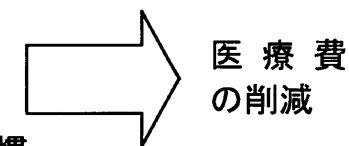
⇒ 消費者、消費者団体の食と農に対する自主的な活動への支援の要請の高まり(消費者保護基本法)への積極的な取り組み

【1日当たりの平均摂取量(成人)】

○野菜  
292g → 350g以上(2010年目標) ⇒ 癌等の生活習慣病の予防

○牛乳・乳製品  
107g → 130g以上(2010年目標) ⇒ 骨粗鬆症等の予防

○朝食欠食率 20代男性 20% → 朝食でいきいきした1日を ⇒ 健康を守る食習慣  
20代女性 11% 始めましょう



資料:「健康日本21」等

## 8. 人材の育成

職員の事務処理能力の向上を図るため、中期目標期間を対象とした「業務能力開発向上基本計画」を制定し、各種研修を実施。

⇒ 今後とも、

- ① 生産から流通、加工、消費の各段階に精通した人材の育成  
(例 流通、小売、外食産業研修)
- ② 畜産、野菜、砂糖、蚕糸の農畜産業分野の業務に精通した人材の育成  
(オンザジョブトレーニング等の実施)
- ③ 地域農畜産物ブランドの確立(知的財産権)、農業体験等の要請への支援

## 9. 農畜産業の振興と国民消費生活の安定の視点に立った業務の総合化

農家に送付する肉用牛の「生産者補給金交付通知書」を有効活用し、トレーサビリティ制度との連携について周知

⇒ 今後とも、価格政策、補助事業の業務をとらえて、農業生産に関する課題、望ましい食生活の情報の一体的な提供に努力